

別紙

諮問第1103号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)に基づき、審査請求人が行った「〇年〇月〇日、〇〇警察署は申請人を保護したところ、取扱いに関して、次の文書の開示を求める。苦情は、〇〇署第4号、5号、6号、苦情処理に際して、警察職員又は関係者から聴取した全ての記録及び〇〇警察署と警視庁本部がやり取りした全ての記録」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監(以下「実施機関」という。)が令和5年7月12日付けで行った本件部分開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件部分開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和6年6月7日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和8年1月29日に実施機関から理由説明書を收受し、同日(第198回第三部会)から同年4月20日(第200回第三部会)まで、3回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 苦情の処理手続について

実施機関における苦情の処理手続については、広聴事案の処理手続に関する規程（平成13年5月31日東京都公安委員会規程第3号）及び広聴事案の処理手続に関する規程の運用について（平成13年5月31日通達甲（副監．総．広．聴1）第16号）（以下併せて「処理規程等」という。）等により定められている。

文書によらない苦情の申出（以下「苦情申出」という。）が警察署にあった場合、職員は処理規程等に基づき、苦情受理報告書により当該苦情を受理するとともに苦情処理一覧簿及び苦情処理票を作成し、警察署長まで報告した後、苦情処理票及び苦情受理報告書の写し（以下「苦情処理票等」という。）を広報課長に送付する。広報課長は、苦情処理票等を当該苦情に係る事案について必要な調査及び措置（以下「調査等」という。）を行う所属の長（以下「取扱所属長」という。）宛てに送付し、送付を受けた取扱所属長は、速やかに必要な調査等を行い、その結果について、「苦情申出に関する事実調査結果について」と題する書面（以下「事実調査結果報告書」という。）を作成し、広報課長に回答した後、苦情の処理結果を苦情の申出者に通知することとされている。

#### イ 本件対象保有個人情報の特定について

実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、審査請求人が申し立てた〇〇警察署第4号、第5号及び第6号の苦情（以下「本件苦情」という。）の処理手続において作成された文書を保有場所によって区別した上、「苦情処理に際して、警察職員又は関係者から聴取した全ての記録」（以下「本件開示請求1」という。）及び「苦情処理に関して、〇〇警察署と警視庁本部がやり取りした全ての記録」（以下「本件開示請求2」という。）について、別表に掲げる本件対象保有個人情報1から3までを特定し、本件部分開示決定を行った。

#### ウ 審査会の審議事項

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本件対象保有個人情報1から3までは、本件開示請求において、開示の対象となる対象保有個人情報に該当しないものであり、実施機関は請求と異なる情報を開示した等と主張する。

よって、審査会は、本件部分開示決定における本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討することとする。

#### エ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、個々の警察職員等から聴取を行った際のメモや〇〇警察署と広報課とが苦情処理票等を送付した際のやり取りに関するメール、送付状等の文書が、本件対象保有個人情報であり、これらの公文書が存在することが強く推認される等と主張する。

実施機関によると、本件対象保有個人情報 1 から 3 までのうち、事実調査結果報告書は、審査請求人の苦情申出に対し、取扱所属において必要な調査等を経て作成されたものであり、事実調査結果報告書には、複数の警察職員から苦情申出に係る取扱いについて聴取した結果が集約されていることから、本件開示請求 1 に該当するとのことである。また、実施機関は、苦情処理手続において、調査等の結果は苦情処理票等及び事実調査結果報告書を用いて取扱所属長から広報課長へ回答されることから、苦情処理票等及び事実調査結果報告書は本件開示請求 2 に該当するとした上で、本件対象保有個人情報 1 から 3 までのほかに、審査請求人の主張するようなメールや送付状等の組織共用性のある公文書は確認できない旨説明する。

審査会が確認したところ、実施機関における苦情申出に係る処理は、処理規程等に基づいて行われており、作成すべき文書についても、同規程等に定めがあることを踏まえ、以下検討する。

#### (ア) 本件開示請求 1 に係る対象保有個人情報特定の妥当性について

実施機関は本件開示請求 1 に係る対象保有個人情報は、本件苦情に係る調査等を行った結果が記載された事実調査結果報告書である旨説明する。

審査会が事実調査結果報告書を見分したところ、苦情申出の概要、本件苦情に係る取扱いをした複数の警察職員が列挙されているほか、当該警察職員の取扱状況等が個々の言動を含め、取扱開始時から終了時まで詳細に記載されていることが確認され、実施機関の複数の警察職員から苦情申出に係る取扱いに関し聴取した結果が集約されているとの説明は首肯できるものであり、その他に文書がないことに不自然、不合理な点は認められない。

そうすると、事実調査結果報告書は、本件開示請求1に係る「苦情処理に際して、警察職員又は関係者から聴取した記録」に該当し、その内容からすれば、本件開示請求1に係る対象保有個人情報として事実調査結果報告書を特定した実施機関の決定は妥当である。

(イ) 本件開示請求2に係る対象保有個人情報特定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求2に係る対象保有個人情報は、処理規程等に基づき〇〇警察署及び広報課において保有している苦情処理票等及び事実調査結果報告書である旨説明する。

a 広報課保有の苦情処理票について

広報課保有の苦情処理票を見分したところ、苦情処理票の左上欄外に決裁欄が設けられた上で、広報課の職員の押印があり、当該苦情処理票は広報課において〇〇警察署から送付を受け、広報課において決裁に付した苦情処理票であるものと認められた。

b 〇〇警察署保有の苦情処理票について

〇〇警察署保有の苦情処理票を見分したところ、苦情処理票の決裁欄に〇〇警察署の職員の押印があり、〇〇警察署で作成されたものであると認められた。さらに、広報課が保有している苦情処理票の左上欄外の決裁欄を除けば、記載内容や押印の状況から、同一の公文書であるものと認められた。

審査会が検討するに、〇〇警察署及び広報課において保有している苦情処理票等は処理規程等に基づき、〇〇警察署から送付したもの及び調査等の結果を報告したものと認められ、本件開示請求2に係る「苦情処理に関して、〇〇警察署と警視庁本部の広報課がやり取りした記録」に該当する。また、審査会が処理規程等を確認したところ、苦情の受理及び調査等の結果の報告は、それぞれ送付及び回答する旨が定められているものの、その他に送付、回答等に関して定められた規定は存在しなかった。

次に、事実調査結果報告書は、その記載内容から、苦情処理票等の事実関係を

確認するために作成される書面と認められることから、苦情処理票等とともに調査等結果の回答に用いられるとの実施機関の説明は、首肯できるものである。

審査請求人は、送付状等のやり取りを行った保有個人情報に該当する公文書が存在すると主張するが、広報課及び〇〇警察署が保有する苦情処理票等の決裁欄にそれぞれの職員の押印がされている状況などから、同書面上で、審査請求人の主張するやり取りが完結しているとしても、不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件開示請求2に係る対象保有個人情報として苦情処理票等及び事実調査結果報告書を特定した実施機関の決定は妥当である。

以上のことから、本件開示請求に対し、対象保有個人情報を、別表に掲げる本件対象保有個人情報1から3までとして特定した本件部分開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表

本件対象保有個人情報	
1	<p>苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号 〇〇—0004号）</p> <p>（1）広報課保有</p> <p>ア 上段決裁欄に決裁済と記載あるもの（「苦情受理報告書」を含む。）に記録されている情報</p> <p>イ 左上欄外に決裁欄があるもの（「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）に記録されている情報</p> <p>（2）〇〇警察署保有、上段決裁欄の署長（課長）の印影が〇〇のもの（「苦情受理報告書」及び「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）に記録されている情報</p>
	<p>苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号 〇〇—0005号）</p> <p>（1）広報課保有</p> <p>ア 上段決裁欄に決裁済と記載のあるもの（「苦情受理報告書」を含む。）に記録されている情報</p> <p>イ 左上欄外に決裁欄があるもの（「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）に記録されている情報</p> <p>（2）〇〇警察署保有、上段決裁欄の署長（課長）の印影が〇〇のもの（「苦情受理報告書」及び「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）に記録されている情報</p>
3	<p>苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号 〇〇—0006号）</p> <p>（1）広報課保有</p> <p>ア 上段決裁欄に決裁済と記載のあるもの（「苦情受理報告書」を含む。）に記録されている情報</p> <p>イ 左上欄外に決裁欄があるもの（「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）に記録されている情報</p> <p>（2）〇〇警察署保有、上段決裁欄の署長（課長）の印影が〇〇のもの（「苦情受理報告書」及び「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）に記録されている情報</p>
	<p>苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号 〇〇—0006号）</p> <p>（1）広報課保有</p> <p>ア 上段決裁欄に決裁済と記載のあるもの（「苦情受理報告書」を含む。）に記録されている情報</p> <p>イ 左上欄外に決裁欄があるもの（「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）に記録されている情報</p> <p>（2）〇〇警察署保有、上段決裁欄の署長（課長）の印影が〇〇のもの（「苦情受理報告書」及び「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）に記録されている情報</p>